

# 日本の最低賃金制度に農家家計行動がもたらした影響の検討

——男女間・正規非正規雇用間賃金格差における歴史的経路依存性——

田 中 光

1. 問題意識
2. 最低賃金法とその運用を巡る背景
3. 近代日本農家の家計経営戦略と就業構造
4. 第二次世界大戦後の農家の家計経営戦略とその社会的影響
5. 小括と展望

## 1. 問題意識

日本経済は20世紀末のバブル崩壊以降、失われた三十年と呼ばれる長期の停滞を経験してきたが、その中で社会的にはバブル期から一貫して、経済格差の拡大が警告されてきた<sup>1)</sup>。実際、OECDによれば1980年代中盤から2000年にかけて日本の貧困率は上昇を続けており、その要因は高齢世帯・単身世帯の増加だけに求められるものではなく、勤労世代の貧困化が進んだことであると指摘されている<sup>2)</sup>。2000年時点で既に日本の所得格差、および相対的貧困率はOECD加盟諸国の中でも高い方のグループにあり、人口の約15%は相対的貧困下にあることが確認されている<sup>3)</sup>。

一方で2022年度の内閣府による「国民生活に関する世論調査」ではなおも、日本国民の9割以上が自分を中流に属していると認識していることが示されており、下流を自認するのは7.2%に過ぎない<sup>4)</sup>。実際の社会の貧困状態と、社会の中での貧困に対する自己認識とが噛み合っていない状態が生まれているのである。かつて政府は1979年に『国民生活白書』<sup>5)</sup>で「一億総中流」という象徴的な言葉を用い、日本国民全体に中流意識・平等意識が定着したと評価したが<sup>6)</sup>、この「一億総

---

1) 橋本俊詔『日本の経済格差』岩波新書、1998年。

2) 山上俊彦「日本における貧困議論の現状と展望」『日本福祉大学経済論集』41号、2010年、181頁。

3) Förster, Michael and Marco Mira d'Ercole "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of The 1990s", *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No. 22 (2005).

4) 内閣府『国民生活に関する世論調査』「世論調査報告書概略版」2022年度版。 <https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-life/gairyaku.pdf>

5) 内閣府『国民生活白書』1979年度版。

6) 「国民生活による世論調査」で「中流」と答えたものは1960年代半ばまでに8割を超え、1970年以降は

中流」という意識はその後、日本社会の実情とは乖離したにもかかわらず、いまだ根強く日本社会の中に残っていると見える。

貧困問題におけるこうした社会的意識と実態の齟齬はどこから生まれているのか。一つには、現代日本における所得格差の拡大は、失業によってというより労働者の非正規雇用化が進んだことの影響が大きいことにもあるだろう。とりわけ若年層にとっては、2018年の大学の新卒者の就職率自体は90%を超えている<sup>7)</sup>ことに現れているように、他国におけるような若年層の失業が若年層の貧困をもたらしているわけではなく、就業後の賃金の低さこそが日本における貧困問題の根底にある。

2017年度の全年齢における平均年収は422万円であるのに対し、二十代前半では258万円、二十代後半では351万円である。その中では正規雇用の平均年収が約487万円であるのに対して、非正規雇用の平均年収は約172万円であった。また女性のみデータでは全年齢平均で280万円であり、二十代前半が241万円、二十代後半で309万円と、全体平均と比べ著しく低い水準となっている<sup>8)</sup>が、これは非正規雇用労働者の68%が女性であることにも由来する<sup>9)</sup>。2006年時点で生活保護制度の最低所得以下で生活するワーキング・プア層は全世帯中に5.5%は存在することが推計されているが、その中には単身若年世帯および母子世帯が多く含まれている<sup>10)</sup>。

生活保護法による給付額は、あくまで「日本国憲法第25条に規定する理念に基き（中略）その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」（第一条）ものであり、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という思想に基づき、「最低限」に過ぎない。つまり、多くのワーキング・プア層に支払われている給与は、その「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことも不可能な低賃金であるということになる。

日本では最低賃金法が既に1959年の時点で施行されている。その第一章第一条は「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことを謳っている。しかし2019年の時点で、最低賃金水準では法定労働時間の上限で勤務しても、日本国内どの地域であっても25歳単身者モデルの最低生計費に数万円届かないことが判明している<sup>11)</sup>。

---

約9割という回答が定着した。

7) 'Record 98% of fresh university graduates land jobs in Japan', *Nikkei Asian Review*, 18.May.2018.  
<https://asia.nikkei.com/Economy/Record-98-of-fresh-university-graduates-land-jobs-in-Japan>

8) 国税庁『民間給与実態統計調査』2017年度版。

9) 総務省統計局『労働力調査』2017年度版。

10) 山上 (2010), 182頁。

日本の最低賃金の水準は、生活保護で支給される「最低限度の生活」のための必要額をしばしば下回ることが理解できる。日本における最低賃金の概念は、憲法で保証された最低限の生活が可能で賃金が供給されることを意味していない。

2014年時点において日本では約13.4%の労働者が最低賃金近傍の賃金水準で就業している。また、2009年は9.2%であったことを考えれば最低賃金近傍で就業する労働者は増加の傾向にあり、またあらゆる年齢層において女性の方がその水準で就業している労働者が多いが、男性の実数も増加している<sup>12)</sup>。一方で、生活保護受給世帯は同年度に160万世帯を超えたがこれは全世帯数に対して3.2%に過ぎず<sup>13)</sup>、生活保護水準以下の給与しかないワーキング・ブレイク層の中には、生活保護受給資格があっても申請できていないものがあることを推測させる。特に勤労可能と見なされる若年層による生活保護受給の申請は、自治体の窓口の「水際作戦」によって受給資格があったとしても排除されてしまうことが起こっていることが指摘されている<sup>14)</sup>。しかしこうした若年層での生活保護申請者が抑制されている背景には、役所の対応だけの問題でなく、本人たちが役所や世間が言うように、「働けるのだから」と内面から規範化し生活保護受給を自らスティグマ化することで、就業した上で生活保護水準以下の生活を受け入れている面もあるように思われる。「働いている」ということが多くの日本人にとって持つ精神的な意味合いは大きい。相対的貧困率が15%を超えているにもかかわらず90%以上が自身の世帯を「中流にいる」と認識している背景には、所得の多寡以上に世帯として「働いている」者がいるかどうかを基準に思考している面があるのではないだろうか。

勤労可能であるかどうかを生活保護受給申請時において重要視する社会慣行が根深く存在する日本社会において、それにもかかわらずなぜ最低賃金そのものは、自立した生活を不可能にする低水準に設定されているのだろうか。昨今の「女性活躍」や「高齢者の再就職」の掛け声の中で、基本的に全性別・全年齢層に対して就業を要求しておきながら、就業してなお貧困水準から抜け出せない低賃金を女性や非正規雇用者に対して支給して問題ないとする社会慣行は、一体何に由来しているのか。本稿はこのような問題意識から、改めて日本における最低賃金法とその実態運用における賃金慣行についてその歴史的経路依存を考察する。

---

11) 山縣宏寿「日本における最低賃金の現状と失業への影響」『専修大学社会科学研究所月報』700巻、2021年10月、92頁。なお月平均所定労働時間173.8時間、最低賃金901円（2019年度加重平均）の場合の月収は15万6593円であり年収187万9125円。一方で日本国内のほとんどの地域で25歳単身者モデルでのマーケット・バスケット方式による最低生活費は20万円を超える。

12) 山縣（2021）、90-91頁。最低賃金近傍＝地域別最低賃金×1.15未満の範囲内。

13) 国立社会保障・人口問題研究所「被保護実世帯数・保護率の年次推移」『社会保障統計年報』2021年。

14) 湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』2008年、岩波新書。

## 2. 最低賃金法とその運用を巡る背景

まずあらためて最低賃金法の立法意図を確認する。最低賃金法は、1958年12月に内閣によって国会に提出され、翌1959年4月に成立した。この際、国民健康保険法も同時期に提出され、国会で審議が行われている。また1959年2月には国民年金法も国会審議に入っており、こちらも最低賃金法の数日後に成立した。最低賃金法は労働基準法を補完する労働保護立法としてだけでなく、「賃金について何らかの最低保障がなければ労働保護立法も、その意義の大半は失われ、労働者の生活の安定は期し得られない」<sup>15)</sup>との説明と共に審議されたように、年金や健康保険といった全国民に対して憲法上保障された生存権を実現する法制度の一環としても意識されていたことが理解できる。

そのため、最低賃金法の立案にあたって、政府としてはこの立法により最低賃金が生活保護水準以上の生活を保障するものとなることを期待していた。

現在生活保護法による保護を行なっているのですが、その被保護世帯の約四割程度が世帯主が就職して働いているのであります。就職しているものに生活保護法の保護をしなければならないという現実、わが国の賃金のいかに低いかを雄弁に物語るものであり、かかる最低生活水準も維持できないような賃金で人を使用することは、社会正義上も許されないと考えるのであります<sup>16)</sup>。

就業しているにもかかわらず低賃金であることによって貧困から脱出できないワーキング・プアの状態の国民が存在することは、1958年時点においては政府にとって喫緊に解決すべき課題として認識されていたのである。また、「本工員と同じ作業をさしながら、きわめて低い賃金で使用する臨時工、社外工という形の労働者を大量に発生」していること、「婦人労働者は依然として低賃金に押えられ、工場に長年勤めている婦人労働者が、男子見習工よりも安い賃金をもらっている事実」といった、非正規雇用および女性に対する賃金差別構造が存在していることも理解した上での政府法案であった。

もっとも、1959年の最低賃金法の成立以後に制定された最低賃金水準が生活給、少なくとも個人が単独で生計を営むことが可能なものになることはなかった。その一因として、政府が最低賃金法施行以後に最低賃金で働くことになるであろう労働者の属性に関する認識と、実際の労働者

---

15) 衆議院社会労働委員会（第31回国会）『会議録』第2号、1958年12月17日。

16) 衆議院社会労働委員会（第31回国会）『会議録』第2号、1958年12月17日。

との状況とが噛み合っていなかったことがあると考えられる。

政府は「少くとも職についた以上は労働力を償う賃金が支払われなければならぬ」と考えていたが、これは一方でその状況が実現すれば「家計補助のために労働市場に現われていた多くの者が姿を消す」という考えと表裏一体を成している<sup>17)</sup>。これは戦時中の政府が「基本給は之を以て労務者及び其の家族の基本生計費を保障すべきもの」<sup>18)</sup>とした生活給の概念と対応している。

戦時下において政府が打ち立てたこの「生活給」概念の中では、「給与制は、勤労者個人に非ずして、其の扶養家族をも含んだ家を対象とするものでなければならぬ」のであり、「給与制は、勤労者の家を対象として確立さるべきであるから、給与額は当然に家族員数の多寡に依り異なる」<sup>19)</sup>とされている以上、この概念の基礎には、つまるところ一世帯において労働者は一人であり、それ以外の人員は労働市場には出てこないことが想定されている。つまりこの概念は実質的に「家族賃金」の規範であり、「男性一人の賃金で家族を養い、妻は家事育児に専念する」というジェンダーバイアスを内包している<sup>20)</sup>。加えて、一世帯の中での賃金稼得者は性別にかかわらず単独しか存在するべきではないという規範意識も前提にしていると言える。

実態として女性の労働者、また男性であっても臨時工として低賃金で働く労働者が多く存在していることは立法当時の日本政府も認識はしていた。こうした男性労働者については、「何時までも労働者でいるわけではなく早々に自営業などに移っていくだろうと経営者側から見なされている若年男性<sup>21)</sup>が想定されていたと考えられる。しかしこうした労働者たちは、最低賃金法の施行によって「家族賃金」としての生活給が世帯内の一人の男性労働者に適切に支給されることで、「家計補助的」賃金が不要になり、労働市場から撤退することになるだろうと政府は想定したのである。政府はこうした労働者の存在を「見えざる失業、半失業、失業という名で呼ばれている不完全就労者」<sup>22)</sup>と見なし、日本の労働市場から消滅すべき悪弊と考えていた。

しかし、実際には最低賃金法の施行後もそうした形式、一世帯内から複数の賃金稼得者が生じてくるといふ就業構造が消滅することはなかったのであり、そうした就業構造の存在によって、最低賃金法が定める最低賃金水準は、立法当初の意図とは異なり「家族賃金」としての生活給を単独で満たすものとして設定されるようにはならなかった。個々の世帯内における広範な多就業

17) 衆議院社会労働委員会（第31回国会）『会議録』第2号、1958年12月17日。

18) 中央物価統制協力会議「賃金支払形態合理化に関する意見」1943年5月。濱口桂一郎『働く女子の運命』文春新書、2015年、79頁。

19) 中川一郎「賃金制の否定と給与制の確立」『社会政策時報』1944年6月。

20) 梅崎修・南雲智映・島西知輝・下久保恵子「『家族賃金』觀念の形成過程—近江絹糸人権争議後の交渉を対象に」『社会政策』11巻3号、2020年3月、113頁。

21) 氏原正治郎「最低賃金の意義と役割」労働省労基局賃金部編『賃金—そのあり方と考え方』1966年、210頁。

22) 衆議院社会労働委員会（第31回国会）『会議録』第2号、1958年12月17日。

構造の存在が、最低賃金水準はあくまで「家計補助的」なもので問題ないとして、21世紀現在まで続く労働市場の現場での、最低賃金法の低水準での運用慣行を導いてしまったと考えられる。

しかしこのような最低賃金法の運用実態を規定した、政府の労働市場の認識とかけ離れた就業構造は、一体どういった社会経済的背景によって発生したのだろうか。本稿はここで、近現代日本の農村部における農家世帯の就業構造、彼らの家計収入に関する行動選択に注目する。

### 3. 近代日本農家の家計経営戦略と就業構造

まず近代日本において人口のほとんどは地方部に居住しており、1870年代には8割、1930年代に至ってなお有業人口の4割強が農林業に従事していたことを確認したい。また、近代期を通じて、農村部からの都市部への人口流出にもかかわらず、農家世帯数そのものは大きく減少することとはなかった<sup>23)</sup>。つまり、農家世帯の内部での習慣や慣行は、農家世帯だけでなく都市部の農家出身者の世帯に至るまで影響を及ぼしたと考えられるのであり、農家家計の経営戦略は日本社会全体に大きな影響をもたらしたものであったと言える。

明治期の日本の産業革命は、紡績業や製糸業のような、女性の低賃金労働が指摘される産業においてめざましい経営的成功が見られた。彼女たちの賃金が低く抑えられた背景には、彼女たちが貧しい農村から家計補助のために働きに来ていたことがあると、戦前期の時点で既に分析されている<sup>24)</sup>。山田盛太郎はこうした日本経済の中での農村からの労働力供給の構造を半封建的制度であると考えたが、この近代日本の低賃金問題はルイス・モデル、すなわち農村部からの労働力無限供給のモデルによっても説明することができる<sup>25)</sup>。近代日本の労働力供給源は農村部にあり、多くのブルーカラー労働者が農村部から都市部・工業地帯へと輩出されていった。

しかしここで注目すべきは、こうした農村部から都市部・工業地帯への労働者の一部、とりわけ女性労働者の場合はそのほとんどが、あくまで農閑期を利用した季節的な出稼ぎ労働あるいは数年間で就業を止める短期的な就業形態を取っていたという点である。製糸業においては、実際には一つの製糸場に長期間勤務していても一年ごとの労働契約を結ぶことが慣行であり<sup>26)</sup>、在来産業としての綿織物業においては工場近隣に住む労働者が農繁期において出勤しないことは一般的であり、しばしば工場単位で休業することもあった<sup>27)</sup>。彼女たちは工場労働者であると同時に、農

23) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年。

24) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年（岩波文庫、1977年）。

25) Arthur W. Lewis, 'Economic Development with Unlimited Supplies of Labor', *The Manchester School*, vol. 22, pp.139-191, 1954.

26) 東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度—日本近代の変容と女工の「人格」』東京大学出版会、1990年。

27) 稲岡商店『各工場出勤統計』1911-1915年（合名会社稲岡商店は兵庫県現加古川市に1891年に創業した

家世帯に属するものとして農業従事者でもあった。

明治期におけるこうした労働慣行はどういった経緯から生じたのだろうか。それを考えるにはまず、家族労働力で営まれる小規模な農家が世代間で継承されていくにあたっては、その世帯は農業を唯一の収入源とするのではなく農業とその他の所得源を有する兼業形態を取っていくことが、国際比較の上でも普遍的対応である<sup>28)</sup>ということを踏まえねばならない。

玉真之介は日本の農業においては、近世後期には既に、「家を規範とする三世代同居の直系家族形態が広がったことで、耕地面積に余る家族労働力の燃焼先として兼業依存も一般化した」という「兼業化の論理」があったことを示した<sup>29)</sup>。農家世帯とは、農業を維持するために農業以外の分野での生産や収入を得る多就業形態を取る経営戦略を持つことが歴史的にも一般的なものである。

これを確認するために、一つ具体事例として兵庫県印南郡の事例を見よう。印南郡は17世紀後半に河内や和泉と並ぶ五大綿産地であった播州に属し、またその中でも姫路藩に属した。近世の播州では、その他の有名綿産地である摂河泉や阿波とは異なり、米作地帯と商品作物地帯との地域間分業があまり進んでいなかったと指摘されている。姫路藩領の播州木綿と呼ばれる綿織物のほとんどは出機制に基づき、織元から原料綿と織機を与えられて農閑余業期に紡織を行う家内工業であった<sup>30)</sup>。近世末期には同地域には米作と綿作を営みながら綿糸・綿布の一貫生産に従事する、兼業化した小農経営が豊富に存在したのである。

開港後の自由貿易によって輸入された綿糸・綿織物などの各種綿製品は、こうした小農経営の家内工業収入を直撃した。幕末から明治初期には、国内綿布市場自体は拡大したものの、河内・和泉・播磨・阿波などの近世期以来の白木綿産地は不況に陥ったのである<sup>31)</sup>。印南郡におけるその状況を、姫路藩の専売制の下で綿問屋を営み、明治期に入ってからには綿織物製造、ひいてはタオル製造企業に進出した稲岡家の当主はこのように叙述している。

我輩方、古来農間ノ余業ニシタリ一般織物業、熟慮セシモ之ヲ惜テ他ニ業ナク、茲ニ至リテ細民ノ困難一方ナラズ殆ド糊口ノ途ヲ失スル有様ナルヲ座視スルニ忍ビズ、故ニ将来ノ織物業者ニ何方矢張従来年ニ入りタル織物ニ属スル本業ヲ与ヘ相当ノ賃料ヲ得セシメ即チ細民救

---

綿タオル製造企業であり、その生産過程は当時ほとんど当該地元地域出身の女工による手織機によった。

28) 玉真之介「日本の兼業農家—その歴史的な性格と今日的意義」『村落社会研究』27巻1号, 2020年。江川章「ポスト構造的兼業としての半農半Xの意義と課題」中央大学『経済学論纂』63巻1・2号, 2022年9月。

29) 玉真之介『グローバリゼーションと日本農業の基層的構造』筑波書房, 2006年。

30) 新保博・長谷川彰「商品生産・流通のダイナミクス」速水融・宮本又郎編『日本経済史1 経済社会の成立 17~18世紀』岩波書店, 1988年, 264-265頁。

31) 中村哲『明治維新の基礎構造』未来社, 1968年。

助ノ方法ヲ設ケ度ト当方苦心シテ居候、明治廿四年ノ頃ヨリ西洋手拭模造品ヲ製造スル事ヲ考、試ミタルニ幸イニ地方古来ノ業ニ適シ忽チ伝習シ相当ノ職工ヲ得、随ッテ該製造品モ自ラ善良ナルヲ以テ大阪及東京其他各国需用者ノ信用ヲ博スルニ至リタリ<sup>32)</sup>。

このように、近世来の綿産地では綿織物業は「古来農間ノ余業」として農業と兼業される産業であり、この産業の衰退は地元住民の生活を脅かす失業問題として認識されていた。稲岡家は1891年にはタオル製造企業を創業するが、その稲岡商店は1897年から1904年までの間、本店工場の拡張よりも近隣各地に小規模な分工場を設置することで生産規模を拡大しようとした。その理由の一つとして稲岡商店は「織子は村内からの通勤者を採用」していたことを挙げている<sup>33)</sup>。明治期の在来的な製造業企業にとって、労働力とは遠距離から専門の人員を確保してくるものではなく、周辺の村々の従来綿業従事者に雇用を与える中で確保するものであることが強く意識されていたことがわかる。

つまり、近代日本において農家世帯では、その家計収入を巡る経営戦略において、そもそも家計内の個人が単身で世帯全体を生活可能にする所得を確保するという発想を持たず、男女問わず農業および他産業に従事した上で複層的に、複数の収入源を持つことで生計を維持することが通例となっていた。農業収入単独での生計維持も、賃労働収入単独での生計維持も、この経営戦略の中では想定されていなかった。

もっともその経営戦略の発想のゆえに、農家出身者が多数就業したと考えられる職種においては、「家計補助的」な低水準でもその労働者の生存を脅かさないであろうという社会的通念と、その認識に反発を起こさない農家出身者側の対応から、低賃金の構造が定着してしまったものと考えられる。特に近代日本において女性の工業における労働力率は相対的に高く、第一次世界大戦中の大戦景気を受けて重工業が発達してもなお男性労働者数は女性労働者数を超えなかったことを考えれば<sup>34)</sup>、農家出身女性中心に担われた産業の賃金水準は日本経済全体の賃金水準を低位に押し下げる大きな要素となっていたと言える。

しかしこうした低賃金水準の固定化は、製糸業や織物業といった女性中心の労働市場に留まったとは言えない。土木建築業や重工業の臨時工といった男性中心の労働市場においても、農家世帯に所属する者の兼業としての就業先の選択肢として大きかったかどうか、賃金水準の決定において大きく関わっていたと推測される。

その具体的事例として、1930年代の高橋財政期以降における農村経済更生運動の中での公共事

32) 稲岡九平『履曆書』年代不明、ただし初代稲岡九平は1897年没であり、1891年のタオル製造開始以降の記述があるため、1890年代の作成と推測される（稲岡工業株式会社文書）。

33) 稲岡工業株式会社『稲岡工業百年史』草稿、1990年、91頁。

34) 中村（1971）、沢井実・谷本雅之『日本経済史』有斐閣、2016年。

業を挙げることができる。たとえば1931年には「失業救済農山漁村臨時対策低利資金」と呼ばれる政策金融が町村レベルの各自治体に資金枠が割り振られる形で供給され、各自治体はその資金によって失業対策としての公共事業を実施することが求められた。こうした高橋財政期の施策は困窮する地方経済、とりわけ農村部の経済を振興するための財政政策であり、いわゆる一種のケインズ政策の一環であったと現在では評価されている<sup>35)</sup>。

1932年以降は財政資金の供給によって更に多くの農村地域で道路工事などが実施され、その労働力として農民を雇用し賃金を支払うことで、農家の窮状を救済することが目指された。こうした公共事業の実施にあたっては、村内の誰を何日就労させるかは各町村の裁量に任されていたため、村内の多数の成人男性が平等に短期ずつ就労した場合、少数の最貧困層に属する成人男性が長期就労した場合と、各町村の判断によりどういった賃金散布が行われたかは異なることになった<sup>36)</sup>。

しかし間違いなく言えるのは、この時期のこうした救農土木事業と呼ばれる公共事業における雇用において、そこで就業し一種の失業給付の代替として賃金を受け取る者の属性は、その地域に属する農家世帯の男性に事実上限定されていたという事である。農村部における公共事業の実施は、都市部における失業者を救済する目的ではなく、あくまで農村部の農家世帯の窮状を救おうとするものであり、そのため農家世帯に属する男性に土木事業のための賃金という形で資金を供給するものだった。

もともと、こうした農村経済更生運動や救農土木事業による賃金は、各村内での割当方法にもよるものの、各世帯にとってそれ単体で生活を可能なものにするレベルには至らなかった<sup>37)</sup>。これは、男性による労働であっても、地域内での短期的な土木事業への就労はあくまで臨時の稼ぎであり、「家計補助的」なものでしかないと地元自治体によっても農家家計側によっても認識されていたことの現れの一つと言える。農家家計の経営戦略内においては、女性労働に限らず男性労働に関しても、農業を含めた多様な就業が前提とされており、だからこそどれか単独の労働が世帯収入の大半を担うという形態は想定されていなかった。そして、近代において農村地域に居住し続ける男性が他業種に就労する場合には、近隣に工業による大規模な男性労働力需要が発生している状況はほぼ考えられないため、それは女性の場合と同じく出稼ぎのような遠方での短期的なものか、近隣における土木事業への参加といった臨時的なもの、つまり非正規雇用の形をしばしば取らざるをえなかったと考えられる。こうした農家男性の就業行動が、農家女性の場合と同じく、該当する職種つまり各種産業における臨時工の賃金を、あくまで「家計補助的」な低水準

35) 加瀬和俊『戦前日本の失業対策—救済型公共土木事業の史的分析』日本経済評論社、1998年。

36) 加瀬和俊『失業と救済の近代史』吉川弘文館、2011年、56頁。

37) 大石嘉一郎、西田美昭編『近代日本の行政村—長野県埴科郡五加村の研究』日本経済評論社、1991年。

に押しとどめる傾向を持たせてしまったと言えるのではないだろうか。

しかし同時に、こうした農家世帯の家計戦略としての多元的な収入源を維持しようとする多就業の構造は、近代日本の様々な産業の賃金水準を男女どちらの場合においても「家計補助的」なもので構わないとして低位に押し下げてしまう負の面を持ちながらも、近代日本の中で農家の生活水準を最低限以上のものに保つことに寄与したとも考えられる。

現に、明治期・大正期の同時代において貧困問題と言えば、それはむしろ都市部の雑業層や、低賃金労働者の問題として意識されていた<sup>38)</sup>。出稼ぎ先での農村出身者の低劣な労働条件・生活水準の問題が含まれてはいるが、これは農村部で生活を営む人々の生活水準は、近代初期には大きな社会問題にならなかったことを意味する。農村の貧困問題が大きな社会問題となったのは、近代日本ではむしろ戦間期に入り、米・繭といった農作物価格の低下だけでなく製糸業の不調、織物業の動力化による人員削減といった軽工業の産業構造変化が顕著になってからである。これら軽工業の産業構造の変化は、これらの産業がそれまで農村部から農家子女の副業・兼業として吸収していた労働力を吸収しなくなったことを、農村部側から見れば従来存在していた収入源が途絶し、実質的な失業状態に陥ったことを意味する。

戦間期における農家の貧困問題は、高額の小作料などの地主小作問題や、農作物価格の下落といった、農業部門のみにおける問題として、同時代的にも研究史的にも強く意識されてきた<sup>39)</sup>。しかし近代日本の農家家計の一般的な経営戦略を念頭に置くならば、多元的な収入構造を維持しようとする農家世帯の経営が、戦間期になって農業収入だけでなく賃金収入の双方の面から破綻したその際に初めて、農村部で貧困が問題化したと言えるのではないだろうか。つまり、戦間期における農家の貧困問題は、単純に農村部および農業部門の問題として単体で扱われるべきものではなく、他の賃労働機会を提供する広範な産業との関わりを含めて改めて論じられるべきものであると考える。

#### 4. 第二次世界大戦後の農家の家計経営戦略とその社会的影響

第二次世界大戦後においてはそれでは、農家世帯によるその経営戦略、とりわけ就業行動の選択はどのようになっただろうか。

第二次世界大戦後、よく知られているように日本の産業構造は大きく変化した。1950年代後半から1970年代前半まで続いた高度経済成長は、製造業の成長によって牽引された。戦後日本にお

38) 横山源之助『日本の下層社会』教文館、1899年（岩波文庫、1985年）。中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年。

39) 小島庸平「農業史—なぜ地主制が重要だったのか」松沢裕作・高嶋修一編『日本近現代史研究入門』岩波書店、2022年。

いては、とりわけ重化学工業の発達が目覚ましかった。また、道路建設や鉄道など各種インフラの整備は、全国各地での各種産業の発達だけでなく、スムーズな労働力の移動自体にも貢献した。

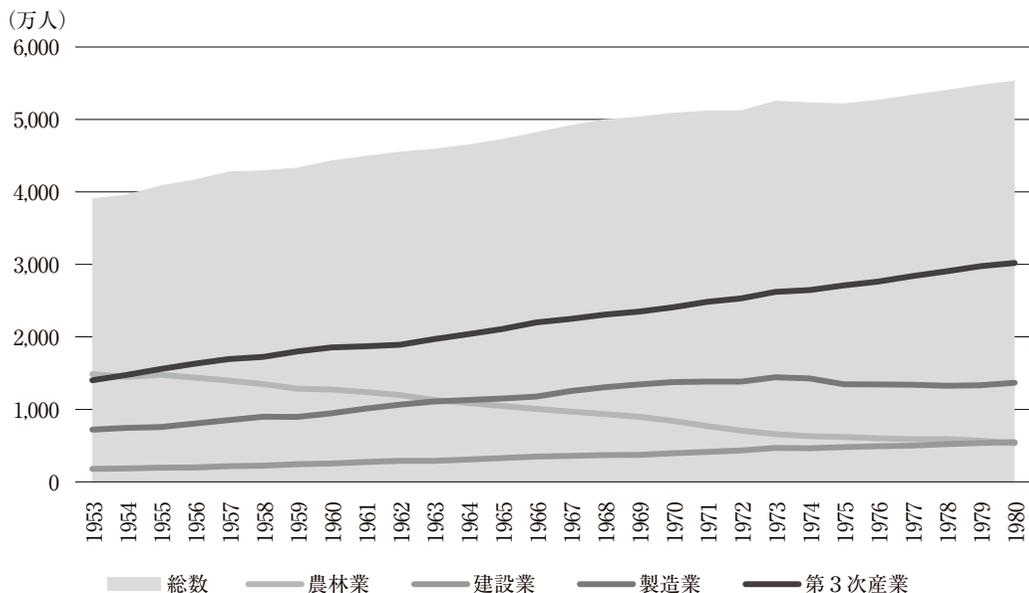
したがって高度経済成長期には、労働人口の多くが農林業から他産業へ流入していった（図1）。こうした農林業から他産業への労働力の移動は、農村部中心であった日本社会の構造をドラスティックに変えていった。こうした変化をもって、日本では1960年代にルイス・モデルで言う転換点を迎え、農村部からの無制限労働供給による低賃金の時代は終わったとされる<sup>40)</sup>。

しかしながら、この時期の日本の労働市場は、農家世帯の就業行動の影響からそれほど独立したと言えるのだろうか。高度経済成長期から安定成長期においては、地方部での工業化や土木工事が盛んになった結果、一年未満の季節的な出稼ぎ労働への就業に限らず、中には近隣地域の他産業に通勤する農家世帯の人口も多く見られた（表1）。

つまり、高度経済成長期における農業分野以外への労働力供給は、農家世帯の構成員からの離脱者の流入によって賄われたというだけでなく、農家世帯構成員が世帯としての農業経営を捨て去らない形でも行われたことがうかがえる。すなわち、兼業農家である。

なお日本における農業統計で、専業農家・兼業農家の区分が初めて用いられたのは1904年に作成された『農事統計』からであった。現在とほぼおなじ統計上の定義が成立したのは1941年の「農林水産業調査規則」以降である。それ以前、1930年代までは日本国内の兼業農家はほぼ常に全

図1 産業別労働者数の推移



出所：総務省統計局『日本長期統計総覧』第三巻（1988年）から作成。

40) 南亮進『日本経済の転換点—労働の過剰から不足へ』1970年，創文社。

表1 産業別農家在宅勤務者割合

年度	全産業平均	建設業	製造業	サービス業
1963	12%	15%	12%	12%
1969	12%	15%	12%	11%
1975	13%	23%	15%	11%
1981	12%	23%	14%	11%

注：全産業には農業・公務を含まない。  
 出所：石黒重明他編（農業総合研究所）『日本農業の構造と展開方向』1984年，149頁，表4-6.

体に対して30%前後だった。当時のこの項目の中では基本的に、農業以外の自営業との兼業を行っている農家が兼業農家と見なされた<sup>41)</sup>。

しかし1941年に新たに設けられた区分では、日本政府は国内の農家を、その収入構造の類型によって三種類に分類するようになった。すなわち、

- ・ 専業農家 = 世帯員の中に兼業従事者、すなわち自家農業以外の仕事に従事する者がいない農家
- ・ 第一種兼業農家 = 農業以外の仕事で収入を得ている農家のうち、農業の収入が主である農家
- ・ 第二種兼業農家 = 農業以外の仕事で収入を得ている農家のうち、農業以外の収入が主である農家

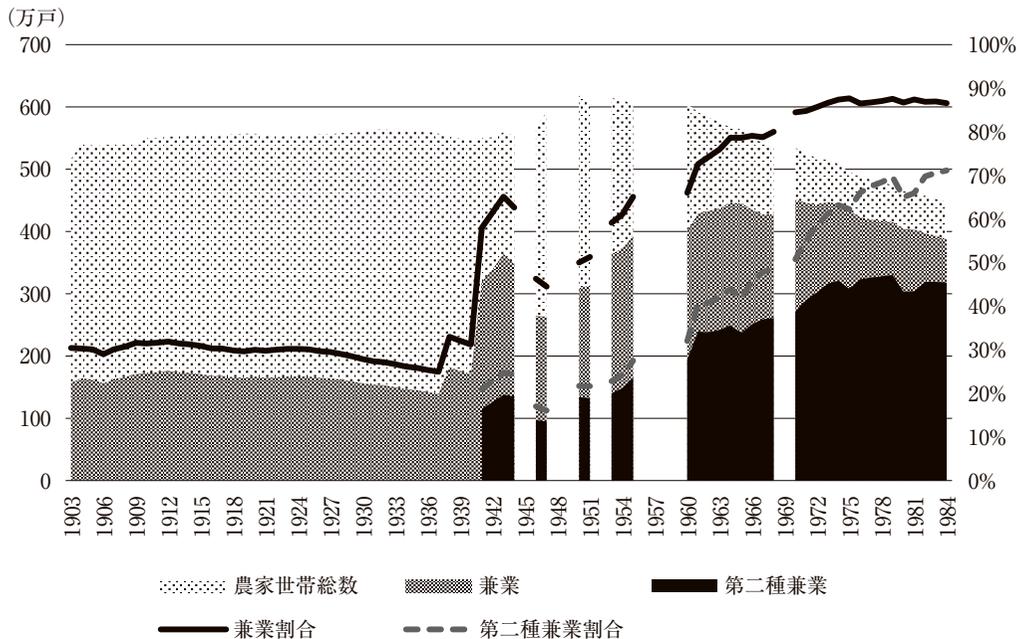
の三種である。兼業農家の中での第一種・第二種の区分が就業時間ベースではなく、収入ベースで分類されていることは注目に値する。1941年のこの新基準によって日本における兼業農家率は、前年までの31%に対して、一挙に58%に跳ね上がった（図2）。農家世帯総数など他の値には大きな変化が前後に見られないことから、この区分により、1903年度以来の統計上は兼業農家とは見なされてこなかった、農外収入を持つ——すなわち自営業以外の多就業行動によって収入を得ている農家世帯が初めて統計上の兼業農家として捕捉されるようになったものと考えられる。

したがって一般に戦前は専業農家の方が農家世帯の大半を占め、戦後1950年代になって専業農家と兼業農家の数がほぼ同数になり、その後も更に兼業率が上昇していったとする統計からの認識は、ある程度再検討が必要となる。1940年代以前の兼業農家率30%前後の時期においても、専業農家であると見なされていた残りの農家世帯の大半が現在の意味で言う専業農家であったかどうかについては、疑義が残るからである。

もっとも、高度経済成長期からその後の安定成長期における兼業率のコンスタントな上昇、とりわけ第二種兼業農家の増加そのものは、第二次世界大戦後における日本の農家世帯の就業構造の大きなトレンドであることは疑いの余地がない。つまり、農業以外に就業し、そこから農業以上の賃金収入を得る多就業・多収入構造を取る農家世帯の経営戦略は、近代期以上に高度経済成

41) 江川（2022），29頁。

図2 兼業農家率の推移



出所：総務省統計局『日本長期統計総覧』第2巻（1988年）4-2表より作成。

表2 1970年度における兼業農家の兼業先

	恒常的職員	恒常的賃労働	出稼ぎ	日雇い人夫	自営業兼業
第一種兼業	16%	24%	8%	41%	11%
第二種兼業	23%	32%	4%	19%	22%

出所：大川健嗣『出稼ぎの経済学』紀伊国屋新書，1974年，27頁，表4より一部抜粋。

長期に大々的に展開されていった。

時の流行語が，そうした行動選択が日本国内で広範に起きていたことを裏付けている。1963年に流行語となった「3ちゃん農業」がそれである。それまで農業経営の中心的労働力であった父親世代＝壮年男性が他業種から収入を得つつ，世帯としては祖父母・母親が農業経営を維持するという経営戦略は，高度経済成長期における農家家計の行動として一般的のものであった。

一方で兼業農家の男性による就業は，農業を主な収入源とする第一種兼業農家ほど，日雇いや短期の出稼ぎといった不安定就労が目立つ構成になっていた（表2）。もっとも，これは因果関係としては逆であった可能性もある。こうした農家による就業戦略は，当然のことながら，多くの農家世帯に多収入構造をもたらした。しかしそれは，農業収入の消滅を意味したわけではない。つまり，世帯全体の収入を考えた時，農業経営である程度の収入が確保できているのであれば，

他業種での就業による賃金収入はあくまで「家計補助的」なものであっても、世帯の生計の維持には問題がないということになる。したがって、賃金が高くその就業単体で世帯全体を養うに足る給与を農家世帯の構成員の一人が単独で得てこなければならぬ必要性は、兼業農家世帯には存在しないのである。つまり、日雇いや短期的な出稼ぎといった不安定な低賃金の非正規雇用であっても、それは彼らにとって本業・生業ではない以上、臨時収入や追加収入の選択肢として、農家世帯男性はそれらを自身の就業行動の中に組み入れうるのである。

高度経済成長期には賃金水準は労働力不足もあり全般的に上昇し、1960年代には賃金格差は大企業・中小企業間でもある程度縮小した<sup>42)</sup>。その中では正規男性労働者の賃金は実質的な「家族賃金」としての「生活給」の供給が目指され、終身雇用や年功序列賃金制度といった日本的雇用システムが定着していった。だが一方で、それは同時に、世帯収入としては農業からの収入源を担保している農家世帯が、その構成員の労働力の一部を不安定で低賃金の非正規雇用として提供してくるというバッファの存在の上に成り立っていたと言える。

1958年に行われた最低賃金法の制定に関する論議の中では、こうした低賃金の非正規雇用による労働力のバッファの存在について、むしろ「不完全就労者の問題」を形成しているものと見なし、同法の施行によって消滅することこそむしろ望ましいものであると政府が認識していることが示されていた。最低賃金が制定され、それが高水準を各産業に要求することによって「雇用の質的転換」がなされるものとして、最低賃金設定に伴う失業の発生の可能性を、むしろ労働市場にとって質的にポジティブな影響をもたらすものと認識していたのである。それにより「家計補助のために労働市場に現われていた多くの者が姿を消し、労働力化率が健全化し、雇用事情が改善されると考えられる」のであり、「わが国の非近代的雇用関係を解消」するものと考えていた<sup>43)</sup>。

しかし、1959年の最低賃金法の施行後も、むしろそれ以降に農家世帯の兼業率が上昇していったことは既に確認した通りである(図2)。第二次世界大戦後の農家世帯の就業行動は、男性にしても女性にしても戦前あるいは近世期から続く多元的な収入構造を確保しようとするものであり続けた<sup>44)</sup>。政府が「見えざる失業、半失業、失業という名で呼ばれている不完全就労者」と認識し「非近代的雇用関係」と考えたこれらの雇用は、農家経営の維持という前提の上に発生する普遍的な多元的就業への需要を想定していないものであったと言える。だがだからこそ農家世帯におけるこうした家計の多元的収入構造が、結果的に彼ら彼女らの多く就業する業態での賃金を、社会的な「生活給」でなく「家計補助的賃金」の水準に押しとどめてしまったものと考えられるのである(表3)。

42) 兵藤釗『日本における労資関係の展開』東京大学出版会、1971年。

43) 衆議院社会労働委員会(第31回国会)『会議録』第2号、1958年12月17日。

44) 戦前同様、戦後も多くの農村出身女性が工業に就業し、そして数年後には農家に戻っていった。梅崎・南雲・島西・下久保(2020)。

## 5. 小括と展望

世帯を単位とする「農家」概念は何も「特殊日本的」なものではないと玉真之介は2020年に指摘した。1980年代後半にはイギリスの研究者たちによって「ファームを家族ビジネスと見たとき、農業は家族によって営まれる唯一のビジネスでもなければ、唯一の所得源でもないことを頭に入れねばならない」と既に論じられており、国連は2014年を「国際家族農業年」と定めるなど、兼業を折り込んだ家族農業の持つ持続可能性に対する国際的な評価は21世紀に入り改めて高まっている<sup>45)</sup>。

実際、本稿でもわずかな事例からではあるが確認してきたように、近代および第二次世界大戦後の高度経済成長期において日本の農家世帯の経営は、家族農業を営む農家世帯の、兼業による多就業での収入の確保によって維持されてきた。これは日本の農業生産の成長に寄与すると共に、農家世帯の構成員が他産業へ労働力を供給することで、近現代日本の製造業の成長や土木インフラ整備にも貢献してきた。

日本史上、民衆の生活は「暮らしを成り立たせるためには単一の生産要素のみではそれは叶わず、様々な生業要素を複合させなければならなかった」<sup>46)</sup>のであり、だからこそ近代に入っても農家はそうした「諸稼ぎ」による細かな収入を合わせて生計を立てることに改めて疑問を抱くことはなかったものと考えられる。それが結果的に農家構成員が多く参入した業種の労働市場において、その賃金設定に下方硬直性を強く持たせるものとなったことを、本稿は主張するものである。

近現代日本における農家世帯の経営の存続は、地域によりどちらに重点が置かれるかは異なるが、「家」と「村」のそれぞれが持つ「生活保障機能」によって支えられてきたことが指摘されて

表3 農家世帯収入内訳

(単位:人, 1000円)

年度	平均世帯人数	総収入	農業収入		他業種賃金収入	
1965	5.32	1,156	639	55%	326	28%
1970	4.88	2,156	985	46%	763	35%
1975	4.57	5,084	2,081	41%	1,979	39%
1980	4.40	7,329	2,421	33%	3,158	43%
1985	4.34	9,029	2,897	32%	3,824	42%
1990	4.27	10,553	3,002	28%	4,598	44%

注：約1万世帯からの調査による。

出所：総務省統計局『日本長期統計総覧』第三巻（1988年）から作成。

45) 玉（2020），13-14頁。

46) 国立歴史民俗博物館編『生業から見る日本史—新しい歴史学の射程』吉川弘文館，2008年，70頁。

いる<sup>47)</sup>。直系家族制をベースとした同族組織、あるいは講組織・年齢組織などによって編成される社会的組織、またはその連携が、村社会の中の単位である個々の農家世帯の存続を支えてきたわけである。だがこれは逆から見れば、村の中の農家世帯の内部において、各構成員は単独で生計を営むことがそもそも想定されていないということでもある。

農家出身の女性が他業種に就業した際、男性であっても短期的な雇用を得た際、彼女ら彼らがその労働の対価として慣習的に期待していいものはあくまで世帯収入の足しになる「家計補助的」な収入であり、単独で自立することが可能なレベルの収入ではなかった。こうした農家家計における収入構造とその労働慣行が、1959年の最低賃金法の施行後も、日本における最低賃金が生活給を保証することのない実態に繋がった。

もっとも、第二次世界大戦中に確立した男性正規雇用労働者における生活給概念自体も、1人の男性労働者が家族を、妻子を養うことが前提であるとして「家族賃金」概念が付与されているものであった。この場合も、妻である女性側が単独で生計を営む可能性はそもそも想定されていない。高度経済成長期におけるサラリーマンと専業主婦という単独収入家計の増加は、農家家計と異なり多就業形態を取ることはないものの、世帯構成員が各々単独で自立することが一切想定されていないという点では、農家経営の構造と一致する。

戦後日本における生活給こと家族賃金を男性正規労働者に支給する日本的経営の慣行と、最低限の生計費を保証することのない最低賃金制度の実態運用とは、世帯構成員が世帯から抜け出ることはないとするイエ制度の存在を下敷きにしたものであり、表裏一体の関係にあったと言える。

もっとも、法的には第二次世界大戦後、イエ制度が構成員に対して持っていた拘束性は崩れている。また、世帯による多就業を前提として維持されてきた日本の農家数も、ついに21世紀に入って兼業農家を中心に加速度的な減少を見ている。2000年時点では389万人いた農業就業人口は2019年には168万人であり、全人口の1%に過ぎず<sup>48)</sup>、農家世帯の構成員の就業行動が他産業に大きく影響を与え得た高度経済成長期とは大きく状況が異なっている。

にもかかわらず女性の就業、および非正規雇用に対する賃金水準の設定においては、いまだにこうした近代から高度経済成長期に構築された、単独で生計を営むことを想定しない低水準とする慣行が続いている。資格職の公務員のような一見「安定した働き方」と世間的に考えられるような職であっても、それが「女性職」の「非正規雇用」であるという条件が入った瞬間、「官製ワーキングプア」の労働条件が発生するのである<sup>49)</sup>。

非正規雇用における低賃金問題は、2022年度においては約22%の男性労働者が非正規雇用の条

47) 玉 (2020), 18頁.

48) 農林水産省「農業労働力に関する統計」各年度版.

49) 竹信三恵子・戒能民江・瀬山紀子編『官製ワーキングプアの女性たち—あなたを支える人たちのリアル』岩波ブックレット, 2020年.

件下にあることを考えれば<sup>50)</sup>、女性だけでなく男性にも同様に降りかかっている。また、正規雇用の男性労働者にとってすら、家族賃金としての生活給を提供する日本的雇用慣行が揺らいできている昨今、単独収入で世帯の複数構成員を支えることは容易ではなくなりつつある。

2020年度の国勢調査によれば15歳以上の人口の内、男性の約35%、女性の約25%が未婚であり、生涯未婚率も男性が約28%、女性が18%と、男女ともに10%を切っていた1990年から大きく上昇してきている。性別にかかわらず、複数人で構成される世帯がその労働力を多面的に配置することによって世帯の維持を図るという家計の経営戦略は、単身世帯の増加してきている現在、もはや誰もが選択しうる方法ではない。

本稿が見てきたように、農家家計の兼業による収入確保という普遍的な行動原理によって、歴史的に現代日本の最低賃金設定の慣行は非常に低水準なものに規定されてしまってきた。しかしもはや日本の最低賃金制度の実態が持つ「家計補助的」という概念は、日本的雇用慣行の衰退と共に生活給概念がなにか崩壊してきていることと歩を一にして、日本社会に貧困をもたらす一因となっている。長年の制度運用によって繰り返し構築され埋め込まれた根深い経路依存性ではあるが、そろそろ再考と再編が必要であろう。

#### 参考文献

- 稲岡九平『履歴書』年代不明  
 稲岡商店『各工場出勤統計』1911-1915年  
 稲岡工業株式会社（1990）『稲岡工業百年史』草稿（未刊行）  
 氏原正治郎（1966）「最低賃金の意義と役割」労働省労基局賃金部編『賃金—そのあり方と考え方』  
 梅崎修・南雲智映・島西知輝・下久保恵子（2020）『「家族賃金」観念の形成過程—近江絹糸人権争議後の交渉を対象に』『社会政策』11巻3号  
 江川章（2022）「ポスト構造的兼業としての半農半Xの意義と課題」中央大学『経済学論纂』63巻1・2号  
 大石嘉一郎、西田美昭編（1991）『近代日本の行政村—長野県埴科郡五加村の研究』日本経済評論社  
 加瀬和俊（1998）『戦前日本の失業対策—救済型公共土木事業の史的分析』日本経済評論社  
 加瀬和俊（2011）『失業と救済の近代史』吉川弘文館  
 国税庁『民間給与実態統計調査』2017年度版  
 国立社会保障・人口問題研究所「被保護実世帯数・保護率の年次推移」『社会保障統計年報』2021年度版  
 国立歴史民俗博物館編（2008）『生業から見る日本史—新しい歴史学の射程』吉川弘文館  
 小島庸平（2022）「農業史—なぜ地主制が重要だったのか」松沢裕作・高嶋修一編『日本近現代史研究入門』岩波書店  
 沢井実・谷本雅之（2016）『日本経済史』有斐閣  
 衆議院社会労働委員会（第31回国会）『会議録』第2号、1958年12月17日  
 新保博・長谷川彰「商品生産・流通のダイナミクス」速水融・宮本又郎編『日本経済史1 経済社会の成立 17～18世紀』岩波書店、1988年  
 総務省統計局『労働力調査』2017年度版

50) 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』2021年度版。

- 竹信三恵子・戒能民江・瀬山紀子編（2020）『官製ワーキングプアの女性たち—あなたを支える人たちのリアル』岩波ブックレット
- 橋木俊詔（1998）『日本の経済格差』岩波新書
- 玉真之介（2006）『グローバルゼーションと日本農業の基層的構造』筑波書房
- 玉真之介（2020）「日本の兼業農家—その歴史的性格と今日的意義」『村落社会研究』27巻1号
- 中央物価統制協力会議「賃金支払形態合理化に関する意見」1943年5月
- 東條由紀彦（1990）『製糸同盟の女工登録制度—日本近代の変容と女工の「人格」』東京大学出版会
- 内閣府「世論調査報告書概略版」『国民生活に関する世論調査』2022年度版
- 内閣府『国民生活白書』1979年度版
- 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』2021年度版
- 中川一郎（1944）「賃金制の否定と給与制の確立」『社会政策時報』
- 中川清（1985）『日本の都市下層』勁草書房
- 中村哲（1968）『明治維新の基礎構造』未来社
- 中村隆英（1971）『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店
- 農林水産省「農業労働力に関する統計」各年度版
- 濱口桂一郎（2015）『働く女子の運命』文春新書
- 兵藤釗（1971）『日本における労資関係の展開』東京大学出版会
- 南亮進（1970）『日本経済の転換点—労働の過剰から不足へ』創文社
- 山縣宏寿（2021）「日本における最低賃金の現状と失業への影響」『専修大学社会科学研究所月報』700巻
- 山上俊彦（2010）「日本における貧困議論の現状と展望」『日本福祉大学経済論集』41号
- 山田盛太郎（1934）『日本資本主義分析』岩波書店
- 湯浅誠（2008）『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書
- 横山源之助（1899）『日本の下層社会』教文館
- Arthur W. Lewis（1954）“Economic Development with Unlimited Supplies of Labor”, *The Manchester School*, vol. 22, pp. 139-191
- Förster, Michael and Marco Mira d'Ercole（2005）“Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of The 1990s”, OECD Social, *Employment and Migration Working Papers*, No. 22.
- Nikkei Asian Review*, “Record 98% of fresh university graduates land jobs in Japan”, 18. May. 2018.  
<https://asia.nikkei.com/Economy/Record-98-of-fresh-university-graduates-land-jobs-in-Japan>  
 （中央大学経済学部准教授 博士（経済学））